

13 農業委員・農地利用最適化推進委員の連携による非農地判断の実施

町内全域（垂井町）

【地域の概要】

- 本町は、県の南西部に位置し、土地利用としては、山林、市街化区域を除く1,507ha（非農地含む。）が農業振興地域に指定されており、そのうち農用地区域面積は856ha※である。※平成31年2月時点
- 昭和48年度から54年度にかけて、県営ほ場整備事業を実施し、一筆の区画は約30aで、730haの基盤整備事業が完了した。
- 時代の移り変わりとともに、地域の担い手に農地の利用権設定を行う所有者が増え、平成30年度末時点で627ha（68%※）の農地が担い手に集積されている。※農業振興地域内農地面積ベース
- 栗原地区では、事業面積が104haで、平成26年度から令和3年度を工期とした県営土地改良事業（ほ場整備）が進められている。

取組開始前の状況や課題

- 農家の高齢化→今後の農業経営が不安
- 地権者の農業、農地に対する関心の薄れ
- 山際の中山間地域は畠畔面積が広く、管理に多くの手間がかかっている。
→中山間地域等直接支払交付金を活用
- 経年劣化した農業用施設の補修対応
→多面的機能支払交付金を活用
- 水路等の維持管理に対する担い手の負担
- 町では、平成30年度に農業振興地域整備計画に関する基礎調査、及び基礎資料の作成を行い、今年度は農業振興地域整備計画書の変更に向けた作業を進めている。
- 町全体での非農地判断は、これまで未実施だった。

取組内容

- 毎年8月に実施している農地利用状況調査で、農業委員と推進委員が連携して、1班2、3名の体制で森林の様相を呈している農地の洗い出しを行った。
- 平成30年度から、農業振興地域整備計画の見直し作業を進めているため、農振農用地内で山林化している箇所を優先して非農地判断の対象候補に挙げた。
- 結果的に179筆、約6.3haの非農地判断を行った。

今後の展開と方向性

- 優先順位をつけて非農地判断を行ったため、依然として、農振白地内等に山林化した農地が点在している。
- 非農地判断を着実に進め、守るべき農地と、そうでない農地のすみ分け行うことにより、優良農地の保全へつなげていきたい。